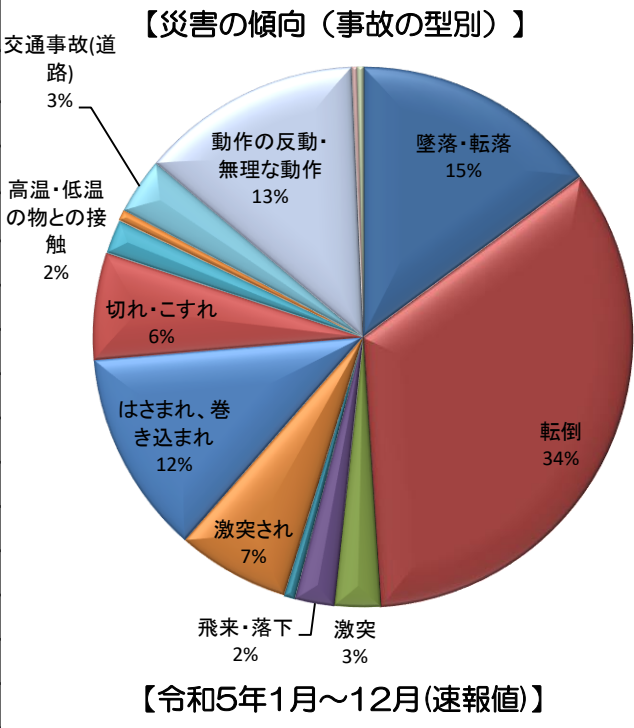




令和5年の労働災害発生状況

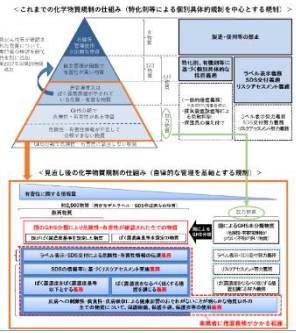
業種	発生日	令和6年2月末（速報値）			
		令和4年 全期	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		313(1)	296(3)	-13	-4.2%
製造業		70	80(1)	+10	+14.3%
鉱業		2	0	-2	-100.0%
建設業		43(1)	24	-18	-42.9%
土木工事業		19	12	-8	-40.0%
建築工事業		18	7	-10	-58.8%
その他建設業		6(1)	5	±0	±0
陸上貨物運送事業		44	47	+4	+9.3%
林業		4	5(1)	+1	+25.0%
商業		46	55(1)	+9	+19.6%
接客娯楽業		16	16	+2	+14.3%
保健衛生業		41	33	-9	-21.4%
医療業		5	5	-1	-16.7%
社会福祉施設		36	28	-8	-22.2%



改正労働安全衛生法(令和6年4月1日施行)

1. 化学物質規制の追加

- 皮膚等から吸収されることによる健康障害を防止するための保護具を使用することが義務付けられます。
- 化学物質管理者の選任が義務化されます。
- 保護具着用責任者の選任が義務化されます。
- 雇い入れ時等における教育が拡充されます。



詳細はこちら

2. 足場からの墜落防止措置の強化

一側足場の使用範囲が明確化されます。幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要となります。

また、足場の点検時には点検者の指名のほか、点検者の氏名の記録・保存が必要となっていることにご留意ください（令和5年10月1日施行）。



詳細はこちら



1 時間外労働上限規制が全面適用されます！

令和6年4月1日より、これまで適用が猶予されていた以下の業種等についても、改正労働基準法の時間外労働上限規制が全面適用されます。

- 工作物の建設等の事業
- 自動車の運転の業務
- 医業に従事する医師

改正内容の詳細はこちらをご覧ください→

長時間労働は、脳心臓疾患など、重篤な疾患の原因になります。
業種に限らず、より一層の時間外労働縮減に努めましょう！



2 労働条件通知書の明示事項が追加されます！

令和6年4月1日より、以下のように、労働条件通知書で明示すべき事項が追加されます。
労働条件に関するトラブルを未然に防ぐため、必ず必要な事項を明示するようにしましょう！

明示のタイミング

新しく追加される明示事項

全ての労働契約の締結時と
有期労働契約の更新時

1. 就業場所・業務の変更の範囲

有期労働契約の
締結時と更新時

2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容

併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に**あらかじめ**説明することが必要になります。

無期転換ルール※に基づく
無期転換申込権が発生する
契約の更新時

3. 無期転換申込機会

4. 無期転換後の労働条件

併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

労働条件明示事項の追加に関する詳細は
こちらをご覧ください→

